

新潟県交通災害共済市町村事務交付金交付基準

平成 16 年 4 月 1 日制定

令和 6 年 9 月 1 日改正

(趣旨)

第 1 条 この基準は、新潟県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）が組合を組織する市町村（以下「組合市町村」という。）に対し、新潟県交通災害共済市町村事務交付金（以下「交付金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付金)

第 2 条 組合は、交通災害共済制度の普及を図り、その制度を健全に運営するため、組合市町村における交通災害共済の加入促進その他の事務経費を支弁するものとして、予算の範囲内で交付金を交付するものとする。

(交付金の種類)

第 3 条 交付金の種類は、会員数による交付金、世帯数による交付金及びその他の交付金とする。

(交付金の額)

第 4 条 前条の交付金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 会員数による交付金 交付しようとする年度（以下「交付年度」という。）の 4 月末日現在の会員数（以下「年度会員数」という。）に 50 円を乗じて得た額（以下「交付予定額」という。）を算出基礎額とし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額を合計した額とする。

ア 均等割 交付予定額に 100 分の 20 を乗じて得た額を交付年度の 4 月 1 日現在の組合市町村数で除して得た額

イ 会員数割 交付予定額に 100 分の 80 を乗じて得た額を年度会員数で除して得た額に組合市町村の年度会員数を乗じて得た額

(2) 世帯数による交付金 交付年度の 4 月 1 日現在における組合市町村の住民基本台帳に記録された世帯数に 5 円を乗じて得た額

(3) その他の交付金 交付年度内の会員募集事務において、新潟県交通災害共済加入申込書を当該市町村における電算システム等を用いて世帯ごとに打出しを行い、郵送した場合、当該郵送経費として現に支払った額。ただし、当該支払った額が当該郵送した世帯数に 110 円を乗じて得た額を超えたときは、当該郵送した世帯数に 110 円を乗じて得た額

2 前項第 1 号及び第 2 号の交付金は、合算した額を交付する。この場合において、当該合算した額に千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額を交付するものとする。

(交付金の交付時期)

第5条 管理者は、前条第1項第1号及び第2号に掲げる交付金については交付年度の9月末日までに、同項第3号に掲げる交付金については交付年度の3月末までに交付するものとする。

(交付決定の通知)

第6条 管理者は、交付金の交付を決定したときは、決定の内容を速やかに組合市町村の長に通知するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、この基準の実施に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

第4条第1項第1号及び第2号の規定による交付金の額が年度会員数による会費の額を超えることとなる組合市町村の交付金の額については、同条の規定にかかわらず、管理者が別に定める。